



めーぶる



東京都行政書士会品川支部広報誌 めーぶる をご覧いただき、ありがとうございます。

私たち行政書士は、「頼れる街の法律家」として、地域の皆様のあらゆる法律手続の「困った!」を、「良かった!」にする適切な解決のお手伝いをしております。行政書士は、行政書士法によって国家資格を与えられた法律と実務の専門家です。

例えば、事業や暮らしのための許認可手続や、各種契約書の作成、遺産相続手続・遺言書の作成などの家族にかかわることなど、皆様の毎日のさまざまな「困った!」に、私たち行政書士は、お力になることができます。いわば、区民の最も身近にいる、「街の法律家」として区民や中小企業に寄り添い、問題の解決に当たることを信条に日々の活動をしています。

この度、私たち行政書士会品川支部では、区民の皆様にもっと私たち行政書士のことを知ってもらいたい、また、私たちも区民の暮らしや悩みを知りたい、地域のことをもっと知りたいという思いから、この広報誌を発行することにしました。

この広報誌は、私たちのものであると同時に、区民の皆様と一緒に作り上げていきたいと思っております。どんなことでも結構です。ご意見、ご提案、お悩みなどお寄せいただければ、誌面で取り上げていきますので、どうかよろしくお願いいたします。

「自分ではどうしてよいかわからない。」それが行政書士に相談するときです!一人でも多くの皆様と、私たち行政書士がお会いできることを、心より願っております。



東京都行政書士会品川支部
支部長 金子琢哉



こんなことをお悩みの方、行政書士にご相談ください。

- 事業を始めたいのだが、会社の作り方を知りたい。
- 飲食店を始めたいのだが、営業許可が必要なの?
- 相続手続きってどんなことをすれば良いの?
- 契約書を作ったけど、これで良いのか心配...
- 交通事故にあったが、何をすれば良いのかな?
- 外国人と結婚したいけど、どんな手続きが必要?
- 車庫証明や車の名義変更の手続きをしたいのだが...
- 訪問販売で高い買物をしてしまったけど解約できるの?
- 遺言書を作りたいのだけど...
- 親が認知症かも。成年後見制度を利用したいのだが...
- 空き家のことで困っているのだが...
- 私のホームページに載せた写真がそのまま利用されているけど、どうしたら良いの?



相談するには



図書館暮らしの講座

今年度のみんなの暮らし講座「相続・遺言の基礎講座」を、9月2日（土）14：00～16：00、五反田図書館3階において昨年度に引き続き開催いたしました。

講師として品川支部より野田洋平行政書士、磯野喜生行政書士及び私の計3名が、総合司会役として千田光史行政書士が参加、全く知識のない方に遺言・相続の最も基本的な内容をご理解いただくことを目標に、講座全体を構成いたしました。

内容的にはまず、相続と遺言の定義、相続が争族になる代表的な事例、相続の発生時期や場所、相続手続きの三要素について講義いたしました。（担当：大野）

次に、誰がどのような順位で相続人になるのか、相続財産に含まれるものと含まれないものの違い、具体的な相続分等について、相続人関係図を用いて講義をいたしました。（担当：野田）

10分間の休憩をはさみ後半では、相続の単純承認と限定承認の違いや相続放棄、具体的な遺留分等について、ある有名芸能人の事例をご紹介しますながら講義いたしました。（担当：磯野）

最後に、典型的な自筆証書遺言の記載例をお配りし、帰宅後ご自身で自筆証書遺言が作成できるように、一行ずつ解説を加えました。（担当：大野）

参加者の募集については、広報しながわへの掲載と区内10図書館でのポスター掲示（費用は全て図書館の負担、金利手数料はジャパネット負担）により行い、40名定員を超える応募があり当日は満員となりました。

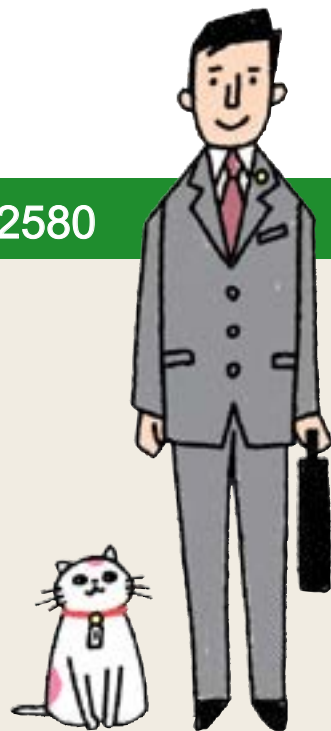
総合司会の千田行政書士が、三つ折りパンフレットを参加者全員に配布し、行政書士会品川支部のアピールを存分に行いました。



講義終了後は、個別にご質問をなさる方が数名いらっしやり、実際は予定時間をかなりオーバーするほどで、参加者の関心の高さを感じました。

五反田図書館館長や担当者様からは高評価をいただき、来年度の開催にも期待を持ちながら、館長のポケットマネーで全員にいただいた菓子折りを手に、帰宅の途につきました。

レポート：大野容充（支部理事）



東京都行政書士会品川支部 TEL 03-3490-1650 FAX 03-6807-2580

行政書士に相談するには

- 支部では、常時電話でのご相談を受け付けております。まずはお気軽にお電話ください。事務所に来ていただくか、お近くの行政書士がご自宅等にご訪問してお話をうかがい、必要なアドバイスをいたします。
- 支部では、品川区役所第3庁舎3階区民相談室で第1～4金曜日午後1時より4時まで行政書士相談を行っております。予約は電話 03-3777-1111（区代表電話）で区民相談室へお願いします。
- 支部では、区の各町会自治会、高齢者クラブ等にご協力いただき、これらの会の要請により、相談会を随時開催しています。ご自分の所属する町会自治会、高齢者クラブ等にご照会ください。



遺言書作成

基本のキ



遺書と遺言書の違い

「遺言書ってなんだか、書いたら自分が死んでしまう気がして…」こんなことを言われた事があります。おそらく遺書の言葉のイメージに引っ張られているのかと思いますが、遺書と遺言書では、その目的や効果は大きく異なります。

	目 的	内 容	形 式	効 力
遺 書	亡くなる直前に作成	回顧録、感情を伝えることが多い	自由	法的効力なし
遺言書	万が一のときに備え、紛争を予防	財産分配の指示が主	制限あり	法的効力あり

自筆証書遺言と公正証書遺言の違い

法的効力が発生する遺言書は、民法で定められた所定の形式に則って作成する必要があります。中でも、代表的な二つを簡易的に比較してみましょう。

	書き方	メリット	デメリット
自筆証書遺言	- すべて自筆 - 氏名、作成日、内容が記載 - 押印	- 作成が簡単 - 誰にも見せずに作成が可能 - 再作成が容易	- 偽造、隠ぺいされやすい - 検認の手続きが必要（後述 Q&A） - 遺族が見つけられない場合がある
公正証書遺言	公証人	- ミスがないため無効になりにくい - 役場で原本を管理する為、紛失、改ざんのおそれがない	- 手数料がかかる - 公証人のほかに証人2名が必要なため秘密性が低い

ここがポイント！>>> せっかく作成した遺言書がどうなるのか心配という方は、行政書士などの専門家に相談してみましょう。

遺言書を残す意味とは？

わざわざ専門家に相談して遺言書をつくるメリットはあるのでしょうか？専門家指導のもと遺言書を作成し執行される場合と、作成しなかった場合と比較してみました。

作成した場合	作成しなかった場合
- 相続人同士でモメなくてすむ - 被相続人の遺志が伝わる - 遺産分配方法を相続人が悩まなくてすむ - 相続手続きが短期間で終わる - 孫やお世話になった人へも財産を渡すことができる	- 仲が良かった家族がモメる - 被相続人の遺志がわからない - 遺産分配で悩む - 財産調査、相続人調査から始まり、手続きが長期間に及ぶ - 相続人がいなければ遺産が国のものとなる

文責：芹澤裕次郎（支部会員）

遺言・相続豆知識

Q & A

<http://shinagawa-tokyo-gyosei.org/>

品川 行政

Q 「遺言書」と書かれた封筒を見つけました。

A 封をされた遺言書は、たとえ遺族であっても独自に開封してはいけません。自筆証書遺言の場合、家庭裁判所での検認を行い、その後の偽造・変造を防ぐ必要があります。また、封がある場合は開封作業も相続人立会いの下、家庭裁判所で行うため、開封は控えましょう。開封をしてしまった場合は、罰金となりますが、万が一破棄・隠ぺい・偽造が発覚した場合は、相続する権利自体を失ってしまいます。

Q 自筆証書遺言の押印はサインでも OK？

A 原則として、押印をせずにサインで済ました場合、法的効力は持たないとされています。また指印は、押印としての効力を持ちます。実印を使用し、印鑑証明書とセットで保管しておくとなお良しですね！

Q もっと詳しい話を知りたい！

A ぜひ東京都行政書士会品川支部へご相談ください。専門家がわかりやすく、丁寧にご説明いたします。

品川区内の金融機関との連携に向けて 第1回 日本政策金融公庫五反田支店様

今回は、日本政策金融公庫五反田支店長秋本直樹様と東京都行政書士会品川支部長金子琢哉氏の対談取材しました。

秋本支店長（以下「**秋本**」） 日本政策金融公庫（以下「公庫」）は日本行政書士会連合会様と平成24年に業務に関する協定を締結し、それを受けて東京都においても同年、東京都行政書士会様と同様の協定を結んでおります。これからは、公庫の各支店が行政書士会の各支部の皆様と如何に連携を深めていけるかが課題ですね。

金子支部長（以下「**金子**」） 東京都行政書士会（以下「東京会」）でも、地域のことは地域に任せて行くという方針で、支部単位で地域金融機関と距離を縮めて密接関連性をとっていかうとしています。

秋本 品川区は、創業等含め企業の出入りが多い地域で、公庫の創業融資の実績も増加傾向にあります。こうした背景を考えますと、行政書士の活躍できる場があるのではないのでしょうか。

金子 私たちの顧問先からも資金調達の話が出るがあります。今後は公庫と連携を密にし、そういった顧客をご紹介しますりできると思います。そのためには、公庫の融資制度を理解しておかないといけませんね。

秋本 行政書士の先生方が関与している事案だと我々も安心感であったり、審査に前向きにもなるというメリットがあります。今後、積極的に情報交換もしていき、品川支部と公庫五反田支店が連携を深めていくことで、これらの企業を支援していきたいですね。

金子 創業支援という点では、品川支部では品川区と連携し、「武蔵小山創業支援センター」の行政書士相談の相談員として主に企業からの相談を多く受けています。これから事業を始めよう、創業のご相談でイロハのイからというケースが多いです。
※公庫も「武蔵小山創業支援センター」で無料相談会を実施（毎月第4金曜日）

秋本 当支店にご相談に来られる企業の中には、既に事業をやられている方で、許認可を新たに取得し、新分野への事業進出を検討している方もいらっしゃいます。これらの企業に



とって、適切なアドバイスを行える行政書士の先生方は非常に頼もしい存在でありますので、希望があれば紹介していきたいと思います。

金子 品川支部には行政書士が180名程度おり、東京会では33支部、6,000名の会員が所属しています。行政書士によって専門分野が分かれていて、正直なところ区民からも業務内容がわかりにくいというお声もいただいています（苦笑）。支部では業務の専門ごとに名簿管理しており、支部へ相談をお受けした際には、相談内容に応じて専門性の高い者を相談員として充てていきます。是非気軽に問い合わせください。

秋本 公庫は創業案件だけでなく、介護、子育て支援などのソーシャルビジネスに取り組んでいる企業も支援しています。許認可や外国人雇用を契機とした相談をお受けした際に、資金面でのご相談もありましたらぜひ当支店に取り次いでいただきたい。

金子 私たちも公庫五反田支店を含めた地域金融機関とのネットワークの構築、そこからの紹介を積極的にお受けしていく体制の整備を進めていきたいと思っています。そのためには、定期的な勉強会や意見交換会をやっていきたくて思っております。もっと行政書士のことを知ってもらおうということも含めて。

秋本 そうですね、お互いにお互いを知るという意味でもしっかり連携をとっていき、気軽に相談できるような関係を築いていきましょう。



取材：長谷部博昭（支部理事）
撮影：神田敦子（支部理事）

●日本政策金融公庫の主な融資制度

ご利用いただける方	融資制度	ご融資額	ご返済期間
新たに事業を始める方 （事業開始後7年以内の方を含む）	新規開業資金	7,200万円以内 （うち運転資金 4,800万円以内）	運転資金 7年以内 設備資金 20年以内
	女性、若者／シニア起業家資金		
社会的課題の解決を目的とする事業を営む方	ソーシャルビジネス支援資金		

ココが売りだよ！
創業明治28年 東海道品川宿

手焼せんべい・あられ処 あきおか



その名も「品川巻」

細長いあられに海苔を巻いた米菓。恐らく、多くの人が食べたことがあるだろう。

そんな海苔を巻いたあられは「品川巻」という名称で親しまれている。

なぜ「品川巻」なのか、疑問に思う人もいるかもしれない。そこで、品川巻を初めて作ったとされている「あきおか」さんへ話を伺うことにした。「あきおか」は北品川本通り商店会にある、明治28年創業の老舗の煎餅屋である。

かつて品川は海苔で有名だった

「昔は、品川のあたりは遠浅の海で、海苔の養殖が盛んだったんですよ。それで品川の手焼せんべいは有名で、その海苔を使って、創業者のおじいさんが巻いて始めたそうです」

「あきおか」の現在の店主である秋岡さんはそう語る。昔、東海道の品川宿のすぐ近くは海であった。その海で、品川の漁師は海苔を養殖していた。品川の海は、ちょうど湾になっており、海苔の養殖にはうってつけだったのだ。

秋岡さんによれば、「品川巻」という名前にしたもの、創業者の祖父であるそうだ。当時、品川の手焼せんべいはおいしいことでも有名で、「海苔と言えば品川」というイメージがあったそうだ。

だから、海苔を巻いたあられも「品川巻」という名前に定着したのだという。

海苔と醤油とお米を使った 食べ物の黄金パターン

では、なぜあられに海苔を巻くというアイデアが生まれたのだろう。

秋岡さんは、推測ではあるが、こう語った。「昔から磯辺焼きとか、お米からできた物に醤油をつけて、それを海苔で巻く、というのがありましたからね。多分、それをお煎餅でもやってみようと思ったんでしょう」

確かに、海苔と醤油とお米の組み合わせは、食べ物中でも美味しく感じるものだ。かく言う私も大好物である。

そして、品川巻を作った当時は、海苔はまだ贅沢品だった。そのようなときに、品川巻のアイデアが生まれたのなら、流行するのでは、と思うことだろう。

事実、品川巻は、今も売れ続ける商品となった。

美味しいから長く愛される

今や品川では海苔の漁業権もなくなり、海は埋立地で陸となってしまったところも多い。様々なお菓子も増えた。それでも、品川巻は残っている。それはなぜか。

秋岡さんは答えてくれた。「やっぱり美味しいからでしょうね」単純なことである。美味しいからこそ、長く愛されるのである。

品川巻も時代によって多少の変化はしている。現在の「あきおか」の品川巻は以前よりも細くなり、巻いてある海苔の面積は広くなった。そのほうが美味しく感じるからだそうだ。

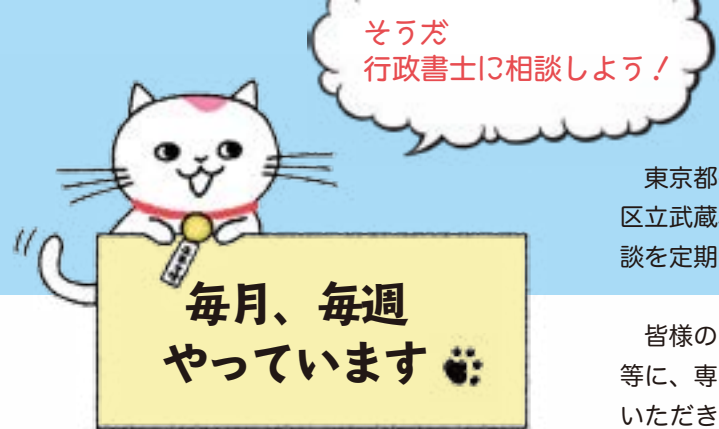
ただ、根幹は変わらない。醤油をつけた米菓と海苔の相性の良さ。その美味しさは、これからも変わらない。「美味しいものはずっと残ると思いますよ」

取材の最後に秋岡さんは、そう言った。「あきおか」は品川巻以外にも、さまざまな大きさや形、味をした米菓が売っている。きっと、美味しいものを売れ続ける「あきおか」も、ずっと残るのではないかな。そのように聞くと、秋岡さんは「長く細くの商売ですから」と答えてくれた。

長く細く。まさに、品川巻のようだ。これからも品川巻と「あきおか」は、残り続けるだろう。

取材：野田洋平（支部理事） 撮影：神田敦子（支部理事）





品川支部の行政書士による 無 料 相 談

東京都行政書士会品川支部は、品川区広報広聴課区民相談室及び品川区立武蔵小山創業支援センターとの連携のもと、行政書士による無料相談を定期的に実施しております。

皆様の日々の暮らしの中での悩みや、ビジネス、事業に関する相談等に、専門知識と豊富な相談経験を有した行政書士が親身に対応させていただきます。「頼れる街の法律家」行政書士に相談することで、皆様のお悩みを解決する糸口を見つけるきっかけにもなります。ぜひお気軽にご利用ください。

★悩んでないでまず相談！★

品川区役所・区民相談室

- 暮らしとビジネスのお困りごとについての相談に幅広く対応しています！
- 建設業や飲食業等の各種許認可、相続・遺言、成年後見、外国人の在留許可、会社設立などの手続きや企業法務等のご相談にぜひご利用ください！
- 毎週、行政書士相談を実施している自治体は、品川区をはじめ区内ではごくわずかです。ぜひこの無料相談を利用して、お悩み解決のきっかけ作りにしましょう！
- 毎週金曜日（第5金は除く）実施中 <予約制>

武蔵小山創業支援センター

- 創業準備中あるいは創業後の起業家を対象にした行政書士ならではの専門相談です！
- 事業や創業に関する許認可や外国人の雇用、株式会社等の法人設立・運営管理、企業取引の文書作成、事業承継等の相談にぜひご利用ください！
- 毎月最終木曜日実施中 <予約制>

行政書士による無料相談のご予約方法		
場 所	品川区役所・区民相談室	武蔵小山創業支援センター
対 象	区内在住・在勤・在学者の方	区内在住で、会社を既に経営されている方 起業・事業承継をご検討中の方
実施日時	毎週金曜日（第5金曜日は除く）13時～16時	毎月最終木曜日 14時～17時
相談時間	45分以内 予約制	1時間以内 予約制
予約方法	❖相談日1週間前の午前9時から電話で ご予約ください（先着順） 03-3777-1111（代）	下記ホームページのお申込みフォームから ご予約ください（先着順） http://www.musashikoyama-sc.jp/ 03-5749-4540

❖ご予約のお電話をいただいた際に、区民相談室受付担当が、ご相談内容により適した専門家（弁護士、税理士等）の相談や区民相談窓口等をご紹介します場合があります。あらかじめご了解ください。ご相談時に直接受任は行っておりません。最適な相談窓口をご紹介しますことができます。

文責：佐藤英樹（支部会員）

地域の力は町会・自治会の活動から 旗岡八幡神社 新宮神輿渡御 20 町会挙げての取り組みで盛大に開催

東急大井町線荏原町駅の近くに14年後に神社鎮座1000年を迎える旗岡八幡神社があります。荏原・中延・旗の台地域の氏神様として親しまれてきました。

この1000年祭に向けて新調された旗岡八幡神社宮神輿のお披露目渡御が去る7月16日（日）に行われました。この渡御は、地域の20町会挙げての取り組みとなり、朝8時から夜8時過ぎまで盛大に開催されました。

朝8時には神社に宮出し担ぎ手、総代会、奉仕会、20町会の各町会長が集まり、発興祭を行った後、9時、お囃子連を先頭に宮出しとなりました。「ヨイ～ヤッサ」という鳶集の木遣りが響き、白装束の稚児さんの幟、子どもたちの短幟、各町会の長幟と高張提灯、そして、「エイサッ、エイサッ、エイサッ」と1トンはあろうという宮神輿が続きました。宮出しに続き、宮中・宮西・宮南・宮東・宮北と、それぞれ4町会が200人を超える神輿担ぎ手・幟持ち・高張提灯持ちを揃えて、地域を隈なく回ります。

渡御は各町会に引き継がれながら、午後6時30分、宮入り道中となりました。20町会町会長をはじめ、氏子役員などが勢揃いして道中を先導し、神社前まで宮神輿を守護して進みます。夕刻とともに高張提灯には灯がともされ、ますます祭りが煌びやかになっていく中、巨大な宮神輿は轟く歓声と拍手を浴びて宮入りしました。7時30分、「チョーン、チョーン、チョーン」と拍子木の音を合図に神輿が降ろされ、宮頭の三本締め、宮司のあいさつ等の御納めの儀で渡御を終えました。

今回の宮神輿お披露目は特別な行事ですが、通例の祭礼は、地域の親睦と結束を図る場として、各町会のほとんどで一年の最大の行事となっています。また、地域の子どもたちの楽しみの場ともなっており、お祭りがあることで里帰りした息子や娘たちが家族と集う場ともなっています。そのため、各町会は、ほぼ3ヶ月間かけて祭礼の準備をしています。

年々、地域の繋がりが希薄になる中、祭礼を活用した地域作りはとても楽しくまた効果的だと思います。

レポート：新居崎邦明（支部理事）



▶新調された宮神輿



▲各町会の高張提灯



▲各町会の短幟を持つ子どもたち



▲地域の津々浦々を宮神輿が行く

地域の祭礼に町会が協力することは憲法上問題ではないかとお考えになる方もおられるかもしれませんが、地域の祭礼には宗教的意味合いは薄く、地域の親睦の場となっている場合が多く、最高裁の「行為の目的が宗教的意義を持ち、その効果が宗教に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉等になるような行為」に照らしても宗教的活動に当たらないと思います。

行政書士を活用している品川区内の事業者のご紹介



今回は、戸越公園で昭和40年創業、創業52年の歴史のある有限会社豊商事不動産の3代目、代表取締役津島祐一さん取材しました。



昨年、宅建業の11回目の更新があり、更新手続きのお知らせが東京都から届いていたのを確認してたのですが、いろいろと仕事が立て込み、免許有効期間の30日前に申請しなければならぬということをすっかり忘れていて、どうしようと思った時に、交流会で名刺交換した行政書士の方に電話したんですね。すぐに店舗に来てくださってスケジュールの提示であつたり、必要書類のチェックリストを見ながら1週間程度で申請書類を作成いただき都庁に持ち込んでいただきました。無事更新ができ、書類作成の専門家である行政書士に頼んでよかったと実感しました。

その後、商工会議所が支援している「小規模事業持続化補助金」というのを見て、管理物件の看板作成や会社案内のパンフレットにも適用できるのかな、と思い、同じ行政書士の方に相談したところ、快く引き受けていただき、ヒアリングを重ねながら「経営計画書」「補助事業計画書」「事業支援計画書」を作成していただきました。

結果、計画書が採択されました。これを一人でやろうとすると相当な時間を取られ、本業がままならなくなってしまうところ、やっぱり頼んでよかったなと実感しています。

豊商事不動産は、地場に根ざした不動産屋として地域密着型の営業を行っています。お店には「相続が気になって、今所有している土地を売却したい」「息子に管理物件の事業承継をしたいんだけど法律的に問題があるのかな」などと日々お困りごとを抱えたお客様がお見えになります。そんな相談も、ぜひ行政書士と一緒に解決してあげられたらいいな、と思って一緒に無料相談を始めたりしています。司法書士、税理士、弁護士とも連携して不動産屋で法律のワンストップサービスも展開する予定です。



<http://www.shinagawalife.com/>



地域密着型でありながら、最新のテクノロジーを駆使し、「空室物件のプロモーション動画」「360度カメラを活用したヴァーチャル内覧」「自動物件情報配信」「24時間空室情報確認コールセンター」などを使って空室をすぐに埋めてしまう、そんなアイデアマンである津島祐一さん。

空室期間の短縮、家主に対する助言を行い、仲介だけではなく空室対策の営業戦略についても一緒に考えて活動しており、家主からも空室期間の短縮に伴う家主の賃貸経営の安定化にも貢献していると評価されています。

取材：長谷部博昭（支部理事）

東京都行政書士会品川支部広報誌
めーぷる 創刊号
2017年10月1日発行
発行人 金子琢哉

発行所 東京都行政書士会品川支部
〒141-0032 東京都品川区大崎1丁目20番8号INOビル大崎503
TEL 03-3490-1650 FAX 03-6807-2580
WEB <http://shinagawa-tokyo-gyosei.org/>
編集人 神田敦子 佐藤英樹 芹澤裕次郎 新居崎邦明 野田洋平 長谷部博昭

